

損 益 計 算 書  
 自 平成 年 月 日  
 至 平成 年 月 日

(会 社 名)

経 営 損 益 の 部

営 業 損 益

(1) 売上高			千円
完成業務収入	× × ×		
兼業事業売上高	<u>× × ×</u>	× × × ×	
(2) 売上原価			
完成業務原価	× × ×		
兼業事業売上原価	<u>× × ×</u>	<u>× × × ×</u>	
売上総利益(売上総損失)			
完成業務総利益(完成業務総損失)	× × ×		
兼業事業総利益(兼業事業総損失)	<u>× × ×</u>	× × × ×	
(3) 販売費及び一般管理費			
役員報酬	× × ×		
給料手当	× × ×		
退職金	× × ×		
法定福利費	× × ×		
通勤費	× × ×		
雑 給	× × ×		
福利厚生費	× × ×		
旅費交通費	× × ×		
通信運搬費	× × ×		
印刷費	× × ×		
消耗品費	× × ×		
備品費	× × ×		
図書費	× × ×		
地代家賃	× × ×		
水道光熱費	× × ×		
修繕維持費	× × ×		
保険料	× × ×		
賃借料	× × ×		

交際費	× × ×	
会議費	× × ×	
寄付金	× × ×	
会 費	× × ×	
広告宣伝費	× × ×	
租税公課	× × ×	
手数料	× × ×	
研究費	× × ×	
減価償却費	× × ×	
営業債権貸倒償却	× × ×	
試験研究費償却	× × ×	
開発費償却	× × ×	
雑 費	<u>× × ×</u>	<u>× × × ×</u>
営業利益(営業損失)		× × × ×
営業外損益		
(1) 営業外収益		
受取利息配当金	× × ×	
その他営業外収益	<u>× × ×</u>	× × × ×
(2) 営業外費用		
支払利息割引料	× × ×	
その他営業外費用	<u>× × ×</u>	<u>× × × ×</u>
經常利益(經常損失)		<u>× × × ×</u>
特別損益の部		
特別利益		
前期損益修正益	× × ×	
その他特別利益	<u>× × ×</u>	× × × ×
特別損失		
前期損益修正損	× × ×	
その他特別損失	<u>× × ×</u>	<u>× × × ×</u>
税引前当期利益(税引前当期損失)		× × × ×
法人税等充当額		<u>× × × ×</u>
当期利益(当期損失)		<u>× × × ×</u>
前期繰越利益(前期繰越損失)		× × × ×
〇〇〇準備金取崩額		× × × ×
〇〇〇積立金取崩額		× × × ×
利益準備金減少額		× × × ×
中間配当額		× × × ×

利益準備金積立額	<u>×××</u>
当期末処分利益(当期末処理損失)	<u>××××</u>

注

- 1 業務進行基準の採用その他の重要な会計方針及び業務進行基準を採用した場合においては当該基準による「完成業務収入」
- 2 記載方法の変更の内容及びその変更による増減額
- 3 「売上高」のうち子会社に対する部分及び支配株主に対する部分
- 4 「売上原価」のうち子会社からの仕入高及び支配株主からの仕入高
- 5 その他会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

記載要領

- 1 損益計算書は、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明りように記載すること。
- 2 記載すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- 3 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、科目又は部の名称の記載を要しない。
- 4 「兼業事業」とは、建設コンサルタント業以外の事業を併せて営む場合における当該建設コンサルタント業以外の事業をいう。この場合において、兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもつて記載することができる。
- 5 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもつて記載すること。
- 6 記載要領5は、「その他営業外収益」に属する収益及び「その他営業外費用」に属する費用の記載に準用する。
- 7 「前期損益修正益」の金額がきん少である場合においては、「その他特別利益」に含めて記載することができる。
- 8 「その他特別利益」で金額がきん少でないものについては、当該利益を明示する科目をもつて記載すること。
- 9 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他特別利益」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 10 記載要領7は「前期損益修正損」の掲載に、記載要領8は「その他特別損失」の記載に、記載要領9は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用する。
- 11 「利益準備金積立額」は、商法第288条に規定する中間配当に伴う積立額を記載すること。
- 12 注は、他の適当な箇所に記載することができる。
- 13 特定の科目に関連する注については、その関連が明らかになるよう記載しなければ

ならない。

14 採用が原則とされている会計方針については、注1の記載を要しない。

15 会計方針を変更した場合においては、その旨及びその変更による増減額を注1に併せて記載すること。

ただし、その変更又は変更による影響が軽微である場合においては、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。

16 軽微な変更については、注2の記載を要しない。

17 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、繰り上げて一連番号を付すことができる。

18 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第22条第1項に規定する株式会社については、注の記載を要しない。

(用紙A4)

完成業務原価報告書

自平成 年 月 日

至平成 年 月 日

(会社名)

人件費		千円
給料手当	×××	
退職金	×××	
法定福利費	×××	
通勤費	×××	
雑給	<u>×××</u>	
人件費計		××××
経費		
業務等委託費	×××	
電算委託費	×××	
トレース印刷費	×××	
福利厚生費	×××	
旅費交通費	×××	
通信運搬費	×××	
消耗品費	×××	
備品費	×××	
図書費	×××	
地代家賃	×××	
水道光熱費	×××	
修繕維持費	×××	

保険料	× × ×	
賃借料	× × ×	
交際費	× × ×	
会議費	× × ×	
租税公課	× × ×	
研究費	× × ×	
補償費	× × ×	
減価償却費	× × ×	
雑 費	<u>× × ×</u>	
経費計		<u>× × × ×</u>
完成業務原価		<u>× × × ×</u>

記載要領

「雑費」に属する費用で「経費」の総額の10分の1を超えるものについては、当該費用を明示する科目をもつて記載すること。